

## 生物多様性の保全に資する認証制度について

### < 認証制度の概要 >

- ・認証制度とは持続可能な資源利用による製品等の好適な製品を消費者が区別できるようにする制度。それにより選択的な購買を促し、好適な経営を行う団体・個人を支援できる。
- ・好適な利用が行われている**生産単位(森林・漁場・組織等)**とそこから生産・流通した**製品**を認証。
- ・認証は独立した第三者機関が一定の基準を用いて行う。

### 認証の種類

#### 生産単位への認証

- ・生産の場(森林や漁場等)や経営体(会社・組合等)等を認証。
- ・団体毎の認証基準に基づき認証。

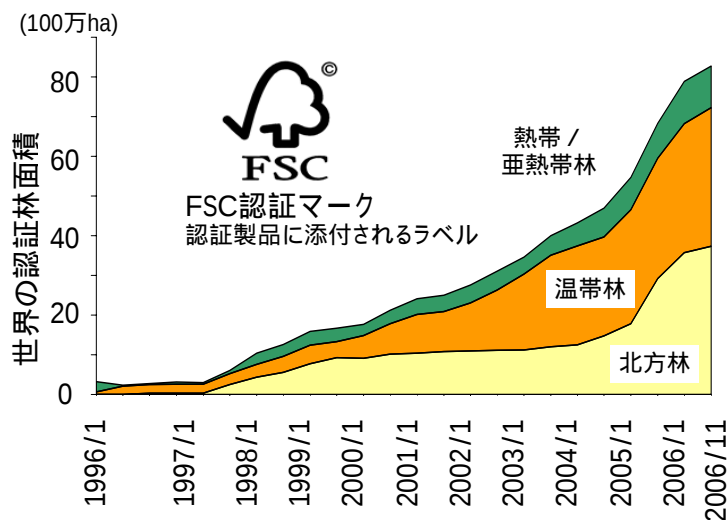
#### 製品への認証(COC認証)

- ・消費者等へ渡る製品への認証。
- ・生産・流通・加工の各段階で未認証の生産物が混入していないことを審査。
- ・認証製品にはラベル等を添付

## 世界の主な森林認証制度の概要

| 主な団体                          | FSC<br>(Forest Stewardship Council)                         | PEFC<br>(Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes)    |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| 設立の背景                         | ・世界自然保護基金(WWF)を中心として発足(1993年)。                              | ・ヨーロッパ11カ国の認証組織 "Pan European Forest Certification" (1999年設立)を母体に2003年に設立。 |
| 認証方法                          | ・ <u>10の原則と56の規準</u> に基づき認証。<br>・各地の独立した認証機関が地域別規準等を設定      | ・ <u>各国独自の認証制度を認証する仕組み</u> 。<br>・各国の31の認証規格が加盟。そのうち18の認証                   |
| 認証林状況                         | ・約8,273万ha(国内25カ所、28万ha)<br>アメリカ、ドイツ、中国、南アフリカなど<br>全世界72カ国。 | ・約1億9,100万ha(国内0ha)<br>ドイツ、フランスなど欧州15カ国他、<br>ブラジル、チリ、オーストラリアなどの計20カ国。      |
| COC認証数                        | 5,196件(国内381件)                                              | 2,851件(国内19件)                                                              |
| 認証製品の事例: 各種用材、用紙、印刷物、木工品、家具など |                                                             |                                                                            |

・各団体及び林野庁ホームページより作成。各団体の認証数は2006年10月現在。



### FSC認証林面積の経年変化

出典) FSCホームページ

### FSC森林認証における10の原則

1. (国内外の)法律とFSCの原則の遵守
2. (森林の)保有権、使用権及び責務(の明示)
3. 先住民の権利(の保護)
4. 地域社会との関係と労働者の権利(の保護)
5. 森林のもたらす便益(の持続的な利用)
6. 環境への影響
7. (データに基づく持続的)管理計画(の実施)
8. (社会と環境に与える影響の)モニタリングと評価
9. 保護価値の高い森林の保存
10. (自然林等へ悪影響を及ぼさない)植林

FSC日本推進会議設立準備局ホームページ記述を元に( )を補足  
下線は特に生物多様性と関わりのあると考えられる原則

## 水産物の認証制度について

### ●MSC認証

自然保護団体と大手食品関連会社が1997年に設立した

非営利団体MSC(Marine Stewardship Council:海洋管理協議会)が認証する漁業と水産物の認証制度。

#### I. 漁業の認証 :以下の基本原則を守った漁業者の漁業を認定。

##### <基本原則>

1. 過剰な漁獲を行わず、資源を枯渇させないこと。  
資源が枯渇している場合は、回復できる場合のみ漁業を行うこと。
2. 漁場となる海の生態系やその多様性、生産力を維持できる形で漁業を行うこと。
3. 国際的、または国内、地域的なルールに則した漁業を行うこと。  
また、持続的な資源利用ができる制度や社会的な体制をつくること。

##### <近年の状況>

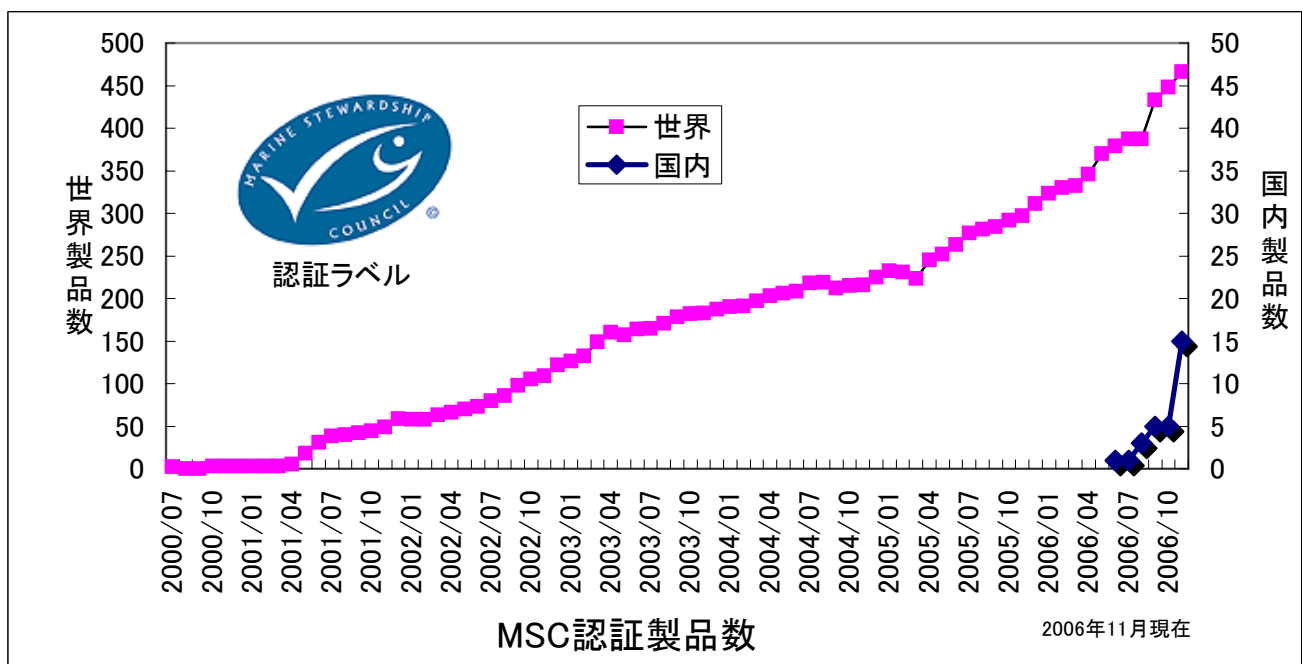
世界で21の漁業が認証取得。さらに18の漁業が認証審査中。(2006年10月現在)

アジア初の事例として京都の底曳網漁(ズワイガニとアカガレイ)を審査中。(2006年2月審査開始)

#### II. 水産物の生産・流通・加工過程の管理(COC)認証

MSC認証で漁獲された魚を他の魚と区別して、確実に消費者の元へ届けるための流通・加工過程の認証。

流通経路上の加工業者等がCoC(Chain of Custody:流通・加工管理)認証を受けることによって、MSC認証ラベル付きの製品を販売することができる。



出典) WWFジャパン資料

##### <国内の状況>

- ・2006年6月国内初のMSC認証製品(アラスカ産天然キングサーモン)1品目の取り扱い開始。  
以後、8、9月に追加認証。
- ・2006年11月、大手スーパーにより10品目(海外産塩たら、たらこ、辛子明太子など)販売開始。  
現在合計15品目。